

議案第100号

岩倉市印鑑条例の一部改正について

岩倉市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年12月3日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市印鑑条例の一部を改正する条例

岩倉市印鑑条例（昭和50年岩倉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「方法」を「方法によること」に改め、同項第1号中「若しくは」を「又は」に、「はり付けた」を「貼り付けた」に改める。

第6条第2項中「記録」を「記録し、」に改める。

第7条第1項中「同条第3項」を「同条第4項」に、「当該申請者」を「当該登録申請者」に改める。

第8条第2項中「申請者」を「申請をした者」に改める。

第10条の見出し中「交付申請」を「交付申請等」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に、「印鑑登録証」を「印鑑登録証（登録者が自ら当該申請をするときは、印鑑登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。））」に改め、同条第3項中「第1項の」を「第1項の規定による」に、「印鑑登録証と」を「印鑑登録証（個人番号カードを添えて申請があったときは、個人番号カード。以下この項において同じ。）と」に、「申請者」を「申請をした者」に改め、同条第4項を削る。

第18条を第20条とし、第12条から第17条までを2条ずつ繰り下げる。

第11条第2項中「電子計算組織」を「電子計算組織又は多機能端末機」に改め、同条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による登録証明書の交付申請等）

第11条 登録者は、岩倉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年岩倉市条例第2号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して登録証明書の交付を申請するときは、前条第2項の規定にかかわらず、印鑑登録証又は個人番号カードを添えることを要しない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、前条第3項の規定にかかわらず、当該申請に係る事項と登録事項とを照合し、当該申請が適正であることを確認した後、当該申請をした者に登録証明書を交付するものとする。

(多機能端末機による登録証明書の交付申請等)

第12条 登録者は、第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置した端末機で、登録証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）に自ら暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）を入力することにより、登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。